

令和 7 年 第 3 回

三種町選挙管理委員会議案

令和 7 年 4 月 5 日提出

日 時 令和 7 年 4 月 5 日 (土)

午前 9 時 00 分

場 所 三種町役場 第 1 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（委員、委員）
- 3 案 件
 - 報告第 7 号 専決処分した事項の報告について（候補者の氏名等掲示順序の決定）
 - 報告第 8 号 専決処分した事項の報告について（期日前投票立会人の選任）
 - 報告第 9 号 専決処分した事項の報告について（ポスター掲示場の変更）
 - 報告第 10 号 専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）
 - 報告第 11 号 期日前投票所の開設が遅れた事案について
 - 議案第 26 号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
- 4 その他

報告第7号

専決処分した事項の報告について（候補者の氏名等掲示順序の決定）

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等掲示順序を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、次のとおりくじをもって決定した。

令和7年4月5日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

掲示順序	党 派	氏 名（通称）
1	無所属	大久保 のりお
2	無所属	鈴木 けんた
3	無所属	さるた 和三

2 専決処分した日

令和7年3月20日

(報告第7号別紙)

令和7年4月6日執行 秋田県知事選挙
投票記載所の候補者の氏名等掲示順序を決定するくじ施行記録

施行日時 令和7年3月20日（木） 午後5時30分

施 行 者 三種町選挙管理委員会 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎
書記 檜森 大樹
書記 三浦 徹斗

立 会 人 三種町企画政策課 伊藤 善之

施行方法 掲示すべき候補者の数だけの番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器に入れ、届出順位1番の候補者から順次抽せんを行い、それぞれの候補者の分として取り出した抽せん番号をもって掲示順序とする。

抽せんの結果

届出順位	候補者氏名	取り出した 抽せん番号	掲示順序	候補者氏名
1	さるた 和三	3	1	大久保 のりお
2	鈴木 けんた	2	2	鈴木 けんた
3	大久保のりお	1	3	さるた 和三

報告第8号

専決処分した事項の報告について（期日前投票立会人の選任）

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における期日前投票立会人を次のとおり選任した。

令和7年4月5日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 期日前投票所投票立会人

投票所名	山本地域拠点センター期日前投票所
変更前	変更後
住所 (省略)	住所 (省略)
氏名 (省略)	氏名 (省略)
従事する日 令和7年3月21日、22日、 <u>24日</u> 、26日、28日、30日、 4月1日、3日、5日	従事する日 令和7年3月21日、22日、 <u>25日</u> 、26日、28日、30 日、4月1日、3日、5日
住所 (省略)	住所 (省略)
氏名 (省略)	氏名 (省略)
従事する日 令和7年3月21日、23日、 <u>25日</u> 、27日、29日、31日、 4月2日、4日	従事する日 令和7年3月21日、23日、 <u>24日</u> 、27日、29日、31日、 4月2日、4日

投票所名		八竜農村環境改善センター期日前投票所	
変更前		変更後	
住所	(省略)	住所	(省略)
氏名	(省略)	氏名	(省略)
従事する日	令和7年3月26日、 <u>4月1日</u> 、 4月3日	従事する日	令和7年3月26日、4月3日
住所	(省略)	住所	(省略)
氏名	(省略)	氏名	(省略)
従事する日	令和7年3月22日、23日、 25日、27日、29日、30日、 4月2日、4日	従事する日	令和7年3月22日、23日、 25日、27日、29日、30日、 <u>4月1日</u> 、2日、4日

2 専決処分した日

令和7年3月21日

報告第9号

ポスター掲示場を設置する場所の変更について（知事選）

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場について、設置する場所を次のとおり変更した。

令和7年4月5日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 変更箇所

八竜地区 1箇所 鵜川投票区 N.O. 90

変更前：吉田商店向側ガードレール 三種町鵜川字東鵜の巣地内

変更後：鵜の巣ごみ集積所横 三種町鵜川字東鵜の巣151

2 専決処分した日

令和7年3月27日

報告第10号

専決処分した事項の報告について（開票立会人の選任）

令和7年4月6日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票立会人を公職選挙法第62条第2項の規定に基づき次のとおり選任した。

令和7年4月5日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 秋田県知事選挙

候補者名	立会人氏名	住 所	生年月日	所属政党
さるた 和三	(省略)	(省略)	(省略)	無所属
選管選任	(省略)	(省略)	(省略)	無所属
選管選任	(省略)	(省略)	(省略)	無所属

2 専決処分した日

令和7年4月3日

報告第 11 号

期日前投票所の開設が遅れた事案について

期日前投票所の開設が遅れた事案について、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 4 月 5 日提出

(報告第 11 号別紙)

期日前投票所の開設が遅れた事案について

1 発生日時

4月3日（木）午前8時20分頃

2 発生事例

(1) 概要

4月3日午前8時20分頃、山本地域拠点センター期日前投票所において投票用紙を保管している金庫の鍵が見当たらず、投票用紙の準備ができなかつたため、期日前投票所の開設が8分遅れた。

このため、1人の選挙人が投票することができなかつた。

(2) 詳細な経緯

①前日4月2日の期日前投票所閉鎖後、投票用紙をセンター内金庫に保管したが、金庫の鍵を所定の場所に返却せず、職員が誤って自宅に持ち帰ってしまった。

②翌3日の開設準備中に鍵が見当たらないことに気付き選管事務局へ連絡、予備の投票用紙を送致したが午前8時30分に間に合わず開設が8分遅れた。

③その間に1人の選挙人が来場しており、事情を説明した所、午後にまた出直す旨を告げて帰宅した。

3 選管の対応

今回の事案は金庫の鍵の取扱いについて本来の手順を誤ったことにより発生したものであるため、今後は複数人で鍵の返却を含め管理するよう徹底する。

また、他の期日前投票所にも同様に通知した。

議案第 26 号

選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）

公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 4 月 5 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村信悦

1 死亡抹消者 届出日：令和 7 年 3 月 19 日から令和 7 年 4 月 4 日まで
男 5 人 女 9 人 小計 14 人

2 転出抹消者 令和 6 年 1 月 5 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 6 年 1 月 19 日から令和 6 年 1 月 5 日まで
男 4 人 女 4 人 小計 8 人

3 抹消者総数 男 9 人 女 13 人 小計 22 人

【今後の日程】

- 4月6日（日） 秋田県知事選挙 投・開票日
投票 午前7時～午後7時（上岩川は午後6時まで）
開票 午後8時開始 三種町八竜体育館
※委員長：午前8時30分から従事
委 員：午後1時30分から従事
- 6月2日（月） 第4回選挙管理委員会（定時登録・条例改正）
※専任職報酬及びポスター・ビラ単価の改正
午前9時00分～ 第2会議室